

警視庁交通部長殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	1年未満(平成28年12月31日まで)
有効期間	二種(平成28年12月31日まで)

警察庁丁規発第10号
平成28年2月12日
警察庁交通局交通規制課長

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた対応について
昨年、内閣府から地方公共団体に対して行われた「地方分権改革に関する提案募集」において、「都道府県公安委員会が行う一時停止等の交通規制を要望しても、警察内部における意思決定のプロセスが原因でその実施までに長期間を要するため、一時停止の交通規制については、適用期間が一月を超えないものに限って都道府県公安委員会から警察署長に委任するのではなく、警察署長の恒久的な権限とすることを求める」旨の提案がなされた。

当該提案を行った地方公共団体に対しては、交通規制の適用期間が長くなれば、国民の権利・自由を侵害する程度も大きくなることから、その実施に当たっては慎重な検討を行う必要があるため、適用期間が一月を超える交通規制については、都道府県警察を管理する都道府県公安委員会の意思決定によることが適当である旨を回答しているが、提案の背景にある問題点を解消することも重要であるため、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定。別添参照）において、都道府県公安委員会の交通規制については、市町村等から交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる交通規制が迅速に実施されることが望ましいことを都道府県警察に周知することとされた。

そのため、各都道府県警察においては、下記の事項に留意し、適時適切な交通規制の実施に努められたい。

記

1 市町村等との十分な意思疎通の実施

各都道府県警察においては、都道府県交通安全実施計画等に示す方針に基づき、道路整備及び交通状況の長期的推移を把握して計画的な交通規制を推進するとともに、現に交通の安全と円滑が確保されている道路であっても、近い将来問題が予想される場合には、先行的に交通規制を実施するなど、交通流・量や沿道状況の変化、地域住民等の要望等を踏まえつつ、必要な交通規制を適時適切に実施していることと承知しているが、市町村等から交通規制の実施に関する要請があった場合に、個別具体的の交通規制を実施する上での優先順位に関して、都道府県警察と市町村等との間で認識の相違があるのであれば、相互に十分な意思疎通を図ること。

2 交通規制の迅速な実施

必要と認められる交通規制については迅速に実施されることが望ましいことから、各都道府県警察においては、意思決定等の迅速化により、その迅速な実施に努めること。